

令和7年度 玉野市成年後見制度利用促進審議会 議事録

令和8年2月9日(月) 14:00～15:35

玉野市役所水道庁舎 大会議室

1 開 会

- ・会長挨拶
- ・委員の紹介

2 報 告

① 玉野市成年後見支援センターの活動報告

【委員意見】

(会長) 令和7年度の相談件数等の件数はいつまでのデータか。

(事務局) 相談件数については12月末、受任者調整会議と市長申立については1月現在の件数。

(会長) 他の市町では、受任者調整会議で受け手がなかなか見つからず、白紙で出そうかという事案も多く生じているが、玉野市では調整に困難が生じているかケースはあるか。

(事務局) 今のところは、そのようなケースはない。

(会長) 社協が毎年いくつか受けているが今年はまだ受けていないのは、何か社協として受けにくくなっている背景事情があるのか。

(事務局) 以前、社協に依頼した件があったが、途中でお亡くなりになったためつながらなかった。特に背景事情はない。

(委員) 玉野市版のエンディングノートを作成して、相談が増えた等、うまく活用できたエピソードがあれば教えていただきたい。

(事務局) エンディングノートの説明に伺った後に、参加者の方から相談があり、つながったというケースがあった。

(委員) 他市では、書き込むことが多く使い勝手が悪い等、なかなかエンディングノートの利用につながりにくいという話を聞くこともあるが、成年後見制度への利用促進という視点でも活用につなげていてもらいたい。

(会長) どういう方法で広報等を行っているのか、分かれば教えていただきたい。

(事務局) 民生委員の集まりやお役立ち講座、また認知症カフェに伺って、説明を行っている。また、本庁と各市民センターで配布している。居宅や入所等の各施設にも広報に行き、成年後見のパンフレットと合わせて紹介している。

(会長) 各市町が作るようになったが、記入する欄が多く、面倒な部分もあり、どうやって活用していくかというのは課題。工夫して活用してほしい。

(委員) 受任者調整会議のうち大半が市長申立で申立てされているようだが、施設の職員から相談があったり、親族等に申立てすべき人がほとんどいないという状況なのか。

(事務局) 相談の方は受けているが、実際に受任者調整会議に諮られるのは、市長申立て案件に絞っている。

(会長) これも市町によって運用が違い、他市では市長申立以外の案件も受任者調整会議に諮ったりするが、それぞれの市町の考え方があると思う。

(委員) 普通の親族申し立てをかける場合、適切な親族がない場合に専門職を頼もうと思った時に、どうやって見つけたらよいか。その助言や、三士会につなぐというような相談の受け方はないか。

(事務局) 今年度、親族からの相談から親族申立につながったケースも数件あった。相談される中で、専門職と契約を結びたい意向があれば、リーガルサポートや弁護士会や社福を紹介し、任せると言われる場合には、家裁に委ねるということで、空白の状態で提出する場合もある。

(会長) どうあるべきかは実は難しい。申立の代理人を受けた専門職が受任候補者にはなりたくないというケースもあり、空白の状態で提出するが、裁判所は空白でない方が望ましいようだ。そのあたりが微妙に認識が違うが、そういう状況のもとで中核機関がどこまでフォローをしていくかというのは、各市町がどこまでできるかによる。

(委員) 中核機関を作った経緯には、親族後見で、専門職につないで申立をかけたい時に、裁判所へいきなり行くのはハードルが高いため、身近に相談できる窓口という機能も将来的には持っていただきたいということもあるので、今後はそういう方面もサポートしていただけたらと思う。

(委員) ソーシャルワーカーが関わっている専門職の後見人で、越権行為になるのではと思われる方がいて、留守の家に勝手に入ったり、お金の使い道も教えてくれなかったりと、後見人として不適切と思われる場合はどうしたらいいか。

(会長) 気になる点があれば、いきなり裁判所は難しいと思うので、まずはセンターに相談に行かれて、センターがその専門職から話を聞くというのがいいと思う。

(委員) 後見の範囲による。後見であれば金銭管理は全面的に代理権を持っているので、勝手にお金をやり取りしてるように見えても、後見人としてきちんとした理由があり支出したりしていることもある。

(会長) 開示についても、第三者には開示しない。

(委員) 在宅の方を担当していて、その方が施設に入った場合は、自宅の管理までやるようになる。本人しか居住者がいない場合等で、その自宅管理までしている状態であれば、水道やガスも止めたりする。本人の判断がなければ、後見人が代わってそういうこともやるが、どこまで必要があるかによる。

(会長) 入る理由があって必要性があればいいが、本人が不安であれば、きちんとした説明等は必要かと思う。できれば支援者の方の不安がないように、後見の方とも一緒に入る場を設けて話をしておくと、センターに頼る前にできることがあるかもしれない。ただし、もし専門職の横暴等があれば、すぐにセンターに相談を。

② 玉野市市民後見人について

【委員意見】

(会長) 資料 6 のケースとのマッチングについて、市民後見人の妥当性の協議に全件このシートを用意してやっているのか。あまり見たことがないが、いいと思う。市民後見人の実務で困ったこと等はあったか。

(委員) 私が担当しているのは施設入所の方で、施設から施設の移動があった。もう一人の司法書士の方は玉野市外の方なので、市内で施設を探すのに少し困ったが、相談に行けば皆さん親切で、意外とすぐに施設が見つかった。

(会長) 施設を探す時に市やセンターに相談したらフォローがありそうだが、自分で探したのか。

(委員) 入所中の施設に相談して、何方所か教えてもらい、玉野市内の施設を自分であたっていった。会ってすぐに施設が決まり移動だったので、担当した方とのコミュニケーションがあまり取れてない。毎月面会に行くが、覚えてもらえないのが寂しく感じる。

(委員) 類型が後見であれば仕方ない。補助や保佐の段階から受けて、コミュニケーションをとりながら後見に上がっていくのはいいが、いきなり後見のレベルで会うと、最後までコミュニケーションが取れないままで、本人に意向を確認しながらやるのが難しいところ。

(委員) 本人の意思決定がとれているかどうかわからない中で、何施設かある中の一施設に決まってそこに行ったが、よかったかどうかというのは、ずっと自分の中で考

えていかなければいけない。

(会長) 例えば後見人になったら施設からの連絡でいつでも電話に出ないといけない、旅行も行かれないと、考えすぎてストレスを感じている市民後見人の方もいるが、そういう施設からの連絡等で負担を感じることはないか。

(委員) 特にない。

(委員) 既に報酬審判が下りてる案件もあると思うが、市民後見人の方への報酬はどうなっているか。

(事務局) フォローアップ研修時に1年報告をしていただき、その辺りの話を聞かせていただく予定。

(会長) 過去の案件で、専門職との報酬の割合については、何か指導しているか。

(事務局) 特に市から指導はしていない。市民後見人と専門職や法人とで協議していただいて、おそらく五分五分かと。

(会長) 後見人に委ねているということだが、それがいいかどうか。何らかの基準を示してあげるといいかもしれない。

(委員) 市民後見人からすると、専門職に対して報酬の話はおそらく言いにくい。市民後見人を複数後見の一翼にするのであれば、正規では五分五分であるし、業務的に差があるならば多少の差はあるかもしれないが、基準を明確にして、複数後見を受ける専門職に対してもきちんと報酬について示した方が、市民後見人の負担も軽くなるのではないか。

(委員) ネット懇を玉野で立ち上げて11年ぐらいになるが、当初はセンターについても、利用支援事業の市長申立に限るというのがあり、我々ネット懇が中心となり、そのあたりを変更する要望を上げて、現在の形になっている。センターでやってもらいながら、我々も様々なところでサポートしている。市民後見人の演習では、市民後見人が不安にならないように、弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士等が入って、不安がないようにサポートしている。なんでも相談会で市民の方にもアプローチしていて、成年後見に関する寸劇で分かりやすく説明し、終活については、市民フォーラムでエンディングノートについてわかりやすくイメージしやすいように説明を行った。ネット懇の会員が入って一緒に成年後見の普及啓発に努めている。市民後見人について不安がないように、今後もサポートしていくことがあればやっていきたい。

(委員) 行政が直営の中核機関をしていて、社協がやっている市町も全国的には多いが、行政が持っているからこそできていることだったり、今までの流れを汲んで玉野の中で形作られてきたっていうのがよくわかった。

(委員) 市民後見人の養成に3年かけると、初年度受けた方は間延びしてしまわないか。社協との連携の中で、例えば日常生活支援事業の生活支援を並行で進めるということもあっていいと思う。

(会長) 制度上しかたないと思うが、例えばその間に何かのイベントを入れる等の工夫はあるか。

(事務局) 意識が下がらないように、なるべく声かけ等をしている。

(会長) 他の市町では市民後見人に日常生活の支援員として活躍いただいたりというケースもあるが、玉野市ではどのような状況か。

(事務局) 支援員をしている方が1名のみ。

(会長) 支援員等、何らかの形で関わっていけるようなものがあるといい。研修を受けた方に志が高い方がいると思うので、支援員を勧めたり、うまく連動していると思う。市民後見人としての活躍の場がどんどん広がる状況ではないので、人を支援する場にずっと関わってもらおうというような工夫が必要。

(委員) 日援の支援をしてもらうと、人をサポートするということが肌感覚でわかってくるので、何も知らずに後見業務に入るよりワンクッションあっていいと思う。日援は現在何件あるのか。

(委員) 20数件で、だんだん増えている。生活支援の方にはけっこう動いていたので、増えるのはありがたい。

(会長) せっかく研修の制度があるから、そういうところも少し考えていただけるといいと思う。

3 審 議

① 成年後見制度の普及・啓発に関して

【委員意見】

(委員) 社会福祉士会で現在おそらく900件程後見を持っていると思うが、その中で任意後見を持っている案件は4件か5件程。しかも代理権をつけずに任意後見で契約だけしているが発効はせず、実務は何もしてない状態が多い。後見制度自体もまだ普及しきっていない中で、元気な、意識がはっきりしているうちから後見制度の説明をしてもなかなか理解してもらえない。また、任意後見の契約をしても、実際に発効する時に、例えば親族が任意後見人となった場合に、家庭裁判所で発効の手続きをしないまま代理権を行使するというパターンもあり、公正証書を作成しただけで代理権もついたような意識の人も多い。

(会長) 財産管理の委託契約を一緒にしているケースがあり、その契約でずっといけ

てしまうので、わざわざ裁判所の監督が入るような申し立てをする動機付けがない。今、行政が任意後見を進めていくのは、少し待った方がいいと思う。今回の法改正で任意後見制度についても少し触られるようなので、どう変わるのかというのを見てから考えてはどうか。

(委員) 任意後見をそこまで進める前に、補助や保佐の段階で、裁判所が調査官のもとにこの代理権はつけてもいいとか、この代理権はこの方は必要ないと言ってもらえる。裁判所の判断のもとについてくるので適正に行われていいと思う。

(会長) 我々が任意後見契約を発効した後の監督人として裁判所から選任されるケースがある。その中で、公証人の不備なのか、報酬が決められていないケースもある。また、施設に行ったら何円、契約したら何円というように、何かをする度に報酬が発生して、合計で十何万になるケースもあつたりする。本人はこれを理解して契約したのか疑問に思うが、公証人が入って契約しているから、堂々と報酬を取る。そのような法人もあるが、監督人も手は出せない。そういう不適切な利用も可能な制度だということはいくはよく皆さん知っておいてほしい。

(委員) 今はまだ実務的に少し問題がある制度だと思う。今回の民法改正でも任意後見人制度の部分もかなり変わる話が出てきているので、これが確定してから、どう運用していくかというのを考えた方がいいのでは。

② 市民後見人の研修・育成・活用について

【委員意見】

(委員) 普及啓発としては、広報活動を強化したり、窓口をアピールしたり、動画を活用したりするとよい。社協等様々な人が協力して、よりわかりやすい研修を行っていくとよいと思う。

(会長) 市民後見人が複数後見ではなくて単独で受任というのは、複数後見を経験された方であればあり得るかと思う。パソコン等がないとか、家に通帳を置くのは嫌だとか、そういう細かい要望はあり得る。家に通帳を置くのは嫌という方もおられると思うので、例えば、社協で通帳を預かるサービスをしたり、社協内にスペースを設けてパソコンを置いて、申立書や報告書を作ってプリントアウトできるような環境を整えたり、そういう小さい部分から少し検討してもいいかもしれない。

(委員) 中核機関なりに、きちんと契約したアドバイザーを雇用して、市民後見人が実務上困った時に相談できる状況があればいいが、やはり数件は並行でやった後でないと、いきなり独立して自分で全部やるとなると、担当した人の人生を全部抱える部分も出てくるため、難しい。

(会長) 今、市民後見人の方がセンターに何か相談をするという、常設の場はないか。

(事務局) 弁護士等の専門職のアドバイザーはいないが、センターの専門職員が相談を受ける。

(会長) それでまずは大丈夫だが、一人くらいはアドバイザー契約等をして、特に、本当に職員の方が困った時に聞けるような人が必要だと思う。

(委員) 実務をする中で、いわゆる後見人の範疇外の実務が多く出てくる。例えば保証人とか連帯保証人の欄に名前を書くときには、後見人や保佐人と必ず書かないといけない。そういう部分のアドバイスも、センターの職員ができるだけの知識を持っていてもらうといいが、それを職員が全部持つのは無理なので、センターとして、顧問契約を結ぶのがいい。

(会長) 職員の異動もあり、行政が担う場合には限界がある。アドバイザーの雇用等ができれば、独立して市民だけで単独で受任するという事も可能になってくると思う。

(委員) 岡山市では市民後見人のマニュアルを作っている。マニュアル化して、こういう場面ではこうするべきということをもまずは整備していき、ノウハウをきちんと残しておけるようにしていくのは、一つの方法だと思う。また、市民後見人の活躍の場を広げていくという趣旨から考えると、専門特化していくことばかりを目指すのではなくて、むしろもう少し裾野を広げていくようなことを考えるべき。市民後見人が本来やるべき、またはやりたいと思われているところを考えると、例えばこれから日常生活支援事業も変化して行って、頼る人のいない身寄りのない人への支援が業務として入ってくるわけで、権利養護の意識を持った市民の活躍の場としては、とても大切な取組になってくるのではないかと。また、日常生活支援事業の生活支援員や法人後見支援員というような場も、ぜひ市内で一体的に権利養護の体制を組んでいき、その中で市民後見人がどう活躍していくのか考えることも大切だと思う。

(会長) 市民後見人単独受任も1つだが、それだけが目指すところではない。意欲のある方々に対して、それ以外の活躍の場も、権利養護全体で柔軟に考えていくべき。

4 その他

情報提供「成年後見制度の見直し等について」

玉野市成年後見制度利用促進基本計画（第2期計画について）

5 閉会